

佐世保市就学援助費交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由により就学が困難な児童及び生徒（以下「児童等」という。）の保護者に対して援助（以下「就学援助」という。）を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者で、他の地方公共団体から就学援助を受けていないものとする。

- (1) 佐世保市内に住所を有し、児童等が佐世保市立小学校、中学校又は義務教育学校に在学する保護者
- (2) 佐世保市内に住所を有し、児童等が佐世保市以外の地方公共団体又は独立行政法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に在学する保護者
- (3) 佐世保市外に住所を有し、児童等が佐世保市立小学校、中学校又は義務教育学校に在学する保護者

(就学援助を必要と認める者)

第3条 就学援助を必要と認める者は、前条に規定する者のうち、次の各号のいずれかに該当する保護者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律144号）第6条第2項に規定する要保護者である者
- (2) 次項に定めるところにより、前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者

2 要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛け金の全額免除

エ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶

養手当の全額受給

- (2) 前号以外の者で、次のいずれかに該当する者
- ア 世帯の所得が、当該年度4月1日時点の生活保護基準額に1.2を乗じて得た額以下であって、佐世保市教育委員会（以下「委員会」という。）が援助の必要を認めた者
 - イ 相当の理由により、職業が不安定で、経済状態が困窮していると認められる者
- (3) 委員会が、民生委員等の意見に基づき、保護者の経済状態により援助の必要を認めた者
- （就学援助の範囲）

第4条 就学援助は、次に掲げるところにより予算の範囲内で行うものとする。

- (1) 就学援助を必要と認める者の児童等が佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校に在学するときは、次に掲げる費用について援助する。
- ア 学用品費
 - イ 新入学児童等学用品費
 - ウ 通学用品費
 - エ 通学費
 - オ 修学旅行費
 - カ 校外活動費
 - キ 学校給食費
 - ク 医療費
- (2) 就学援助を必要と認める者の児童等が、独立行政法人及び佐世保市を除く地方公共団体が設置する小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程に在籍するときは、次に掲げる費用について援助する。
- ア 学用品費
 - イ 新入学児童等学用品費
 - ウ 通学用品費
 - エ 修学旅行費
 - オ 校外活動費

2 前項各号に規定する援助の額は、予算の範囲内で別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、第3条第1項第1号に該当する者であって、生活保護法第13条の教育扶助を受給するものについては、修学旅行費及び

医療費以外の費用は、支給しない。

(就学援助の方法)

第5条 就学援助は、金銭給付によって行うものとする。ただし、これによることが適当でないとき、その他援助の目的を達成するために必要があるときは、現物給付又は委員会が認める方法によって行うものとする。

(申請)

第6条 就学援助を受けようとする者は、就学援助申請書を毎年度の年度当初又は前年度末に児童等の在学する学校に提出するものとする。ただし、新たに就学援助を受けようとする者の申請時期については、4月1日から翌年の3月31日までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、就学援助を受けようとする者で第3条第1項第1号に該当するものの申請時期については、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となったときとする。

(認定)

第7条 委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、就学援助の要否を認定する。

2 委員会は、前項の規定により就学援助の要否を認定したときは、当該申請者に通知するとともに、当該申請者の児童等が在籍する学校長に通知する。

(支給の期間)

第8条 就学援助を支給する期間は、委員会がその支給を認定した月から当該年度末までとする。ただし、第3条第1項第1号に該当する者に対する支給の期間は、同号に該当する間とする。

(認定の取消し)

第9条 委員会は、就学援助を受ける者について就学援助を必要とする事由が消滅したと認めるときは、その認定を取り消し、当該人及び当該人の児童等が在学する学校長にすみやかに通知するものとする。

(返還)

第10条 委員会は、就学援助を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は既に支給した就学援助費の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により就学援助を受けたとき。

(2) 就学援助の認定に当たり、委員会が付した条件に違反し、又は就学援助

費をその目的以外に使用したとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか就学援助に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に佐世保市から就学に必要な援助を受けている者のうち、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である者は、第7条第1項の規定により就学援助の必要を認定された者とみなす。